

報道関係者各位

「災害時における被災住宅の緊急修理に関する協定」を締結 ～屋根等に被害を受けた住宅への支援体制を強化しました！～

北九州市では、近年の、頻発する災害に備え、災害発生時に被災者の方の居住の確保が迅速に行えるよう、対応体制の構築に取り組んでおり、これまで、応急仮設住宅の供与などについて、関係する団体と災害時の連携に関する協定を締結しています。

この度、福岡県や福岡市とともに、**県内68社で構成される福岡県瓦組合と災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく、災害時における被災住宅の緊急修理※に関する協定を締結しましたのでお知らせします。**

記

1 協定書締結日

令和6年9月25日(水)

2 協定の相手方

福岡県瓦組合

3 組合に協力いただく内容

被災者の住宅の屋根にブルーシートの展張等を行う緊急修理の実施に関すること。

➡ 円滑な緊急修理の実施と手続きの簡素化が図れます。

※住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理(令和5年内閣府告示第91号)

<概要>

- 実施内容：屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置
 - ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の侵入の防御 など
- 対象：準半壊以上(相当)の被害を受けた者(損害割合10%以上)
- 実施期間：災害の発生の日から10日以内
- 支出費用：1世帯当たり51,500円以内
 - ・ブルーシート、ロープ、土嚢など緊急措置に必要な資材費
 - ・建設業者、団体等の施工費用

【問合せ先】

都市整備局住宅計画課

藤尾(課長)、横山(係長)

TEL:093-582-2592